

恵山地域福祉バス運行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、恵山地域において、地域福祉バスを運行することにより、地域住民の福祉活動や社会活動への参加促進等を図り、福祉向上と地域振興に資することを目的とする。

(使用者の範囲)

第2条 地域福祉バスを使用できるものは、原則的に次に掲げるものとする。

- (1) 恵山地域の福祉関係団体
- (2) 本市が支援する恵山地域の公共的団体等
- (3) 本市が参画し組織する恵山地域の実行委員会
- (4) その他市長が公益上必要と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、本市が主催する事業等（公務を含む）に使用することができる。

(使用範囲)

第3条 地域福祉バスの使用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 団体等の目的達成のために行う事業
- (2) 団体等が行う研修、視察
- (3) その他市長が公益上必要と認めるもの

(使用の制限)

第4条 地域福祉バスの使用は、本市が直接使用する場合を除き、原則として、次のとおりとする。

- (1) 運行区域は、渡島・檜山管内とする。
- (2) 日帰りとする。
- (3) 乗車人員は10名以上定員以内とする。
- (4) その他運行することが不適当な場合は運行しない。

2 市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(運休日)

第5条 地域福祉バスの運休日は、次のとおりとする。

- (1) 車検期間および定期点検日

(2) 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで

(3) 市長が特に必要と認めるとき

(運行時間)

第 6 条 地域福祉バスの運行時間は、本市が直接使用する場合を除き、原則として、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、特別な事情がある場合は、事前に市長の承認を得て延長することができる。

(使用料および費用負担)

第 7 条 地域福祉バスの使用料は無料とする。ただし、次の費用については、使用者の負担とする。

(1) 有料駐車場の料金

(2) 有料道路の料金

(3) その他使用に伴い発生する費用。ただし、燃料費を除く。

(使用の手続き)

第 8 条 地域福祉バスの使用を希望する団体等は、使用する日の 1 0 日前までに恵山地域福祉バス使用申請書（別記第 1 号様式）を市長へ提出しなければならない。

2 前項の申請があったとき、市長は内容を審査のうえ、使用を認める場合は、恵山地域福祉バス使用承認書（別記第 2 号様式）により申請者へ通知するものとする。

(使用の取り消し)

第 9 条 使用者は、使用申請の取り消しをする場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 市長は、次のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消すことができる。

(1) 車両の故障等運行に支障があるとき。

(2) 災害等により運行上支障があるとき。

(3) その他市長が公務上必要と判断したとき。

(使用者の責務)

第 10 条 使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(2) 車両および備付物品を破損または紛失してはならない。

(3) 備付物品を車外へ持ち出してはならない。

(4) その他安全運転管理者等および運転者の指示する事項

(損害賠償)

第11条 使用者は、車両および備付物品を破損または紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、運転者の責に帰すべき場合または不可抗力によると認められる場合はこの限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式

恵山地域福祉バス使用申請書

平成 年 月 日

函館市長 様

申請者 団体名
電 話
住 所

次のとおり使用したいので申請します。

使用日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで
使用目的	
乗車人員	
使用する区間	
備 考	

別記第2号様式

恵山地域福祉バス使用承認書

年 月 日

申請者 様

函館市長

年 月 日申請のあった恵山地域福祉バスの使用について承認します。

使用日時	年 月 日 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで
使用目的	
乗車人員	名
使用する区間	
備考	

【注意事項】

- 1 申請の取り消しまたは申請内容に変更があった場合は速やかに届けること。
- 2 使用の権利を譲渡，または転貸しないこと。
- 3 車両および備付物品を破損または紛失しないこと。
- 4 備付物品を車外へ持ち出さないこと。
- 5 安全運転管理者および運転者の指示に従うこと。
- 6 車両および備付物品を破損または紛失した場合は，その損害を賠償すること。ただし，運転者の責に帰すべき場合等はこの限りでない。